化学物質関係

(1) 化学物質管理制度

		化学物質排出把握管理促進法	埼玉県生活環境保全条例(県条例)					
5.1	業種	製造業等	等24業種					
象	従 業 員 数	事業者として常時使用す	る従業員の数が21人以上					
対象事業所	事業所ごとの 年間取扱量等	特定第一種指定化学物質 0.5トン以上 第一種指定化学物質 1トン以上 特別要件施設 ^(※2) (量に関係なく届出)	0.5トン以上					
対象化	:学物質 ^(※1)	第一種指定化学物質 462物質 (特定第一種指定化学物質を含む)	特定化学物質 606物質 ○第一種指定化学物質 462 (特定第一種指定化学物質を含む) ○第二種指定化学物質 100 ○県独自に定めた物質 44					
届出	(報告)内容	環境中への排出量、事業所外への移動量	取扱量(使用量、製造量、取り扱う量)					
事業者による管理の改善や 環境保全への取組		化学物質管理指針に基づく適正管理	特定化学物質管理指針に基づく適正管理 ・適正管理のための手順書の提出 ^(※3) ・環境負荷低減主任者の選任					

備考 政令及び県条例施行規則の改正により、平成22年度データ分から対象事業所の業種数と対象化学物質数が、県条例施行規則の改正により、平成26年度データ分から対象化学物質数が変わった。

(※1) 対象化学物質

第 一種 指 定 化 学 物 質:人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量などから環境中に広く存在する化学物質。

特定第一種指定化学物質:第一種指定化学物質のうち、人に対して発がん性のある15物質。

第二種指定化学物質:人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量が増加すれば環境中に広く存在すると見込まれる化学物質。

県 独 自 に 定 め た 物 質:化学物質排出把握管理促進法の対象とならなかった物質で、県内の使用量が多いものや、内分泌かく乱作用の疑いのある物質など。

(※2)特別要件施設:下水道終末処理施設、廃棄物処理施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設のこと。

(※3) 適正管理のための手順書:各事業所における化学物質の適正管理体制や取扱方法などについて整理したもの。

ア 化学物質の排出量、移動量及び取扱量の集計結果(令和3年度データ/令和4年度届出)

(ア) 業種別届出件数・排出量・移動量・取扱量

(単位:トン/年)

業種		化学	物質技	非出把握管理促进	進法		県 条 例				
* 住	件数		;	排出量(※4)	移動量(※5)			件数	J	収扱量 (※6)	
製 造 業		681		5, 040		8, 018		795		333, 152	
出版・印刷・同関連産業		50	3	686	4	498		52		11, 477	
化学工業	2	143	2	768	1	3, 591	2	158	2	203, 183	
プラスチック製品製造業	4	77	1	993	3	621	4	81	4	22, 929	
ゴム製品製造業		15		344		141		19		677	
鉄鋼業		17		80	2	1, 768		18		11, 413	
非鉄金属製造業		32		51		37		37	(5)	14, 990	
金属製品製造業	3	114	4	599	(5)	328	3	132		4, 629	
電気機械器具製造業		52		126		263	(5)	62	3	50, 155	
輸送用機械器具製造業		46	(5)	371		97		56		1, 993	
石油 卸売業		12		0		0		11		716	
燃料 小 売 業	1	561		101		0	1	562	1	296, 011	
一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	(5)	70		1		5		30		855	
その他		72		269		181		63		5, 479	
A 計		1, 396		5, 411		8, 204		1, 461		636, 213	

(注) ○数字は、項目ごとの上位5番目までの順位を示す。

(※4)排出量:事業所の生産工程などから排出ガスや排出水などに含まれて環境中に排出された量のことで、埼玉県では大気への排出が全体の95.8%を占める。

(※5) 移動量:事業所から排出された廃棄物や下水道に放流された排出水の中に含まれている量のことで、埼玉県では廃棄物に含まれての移動が全体の99.7%を占める。

(※6)取扱量:使用量(事業所において事業活動に伴い使用した量)、製造量(事業所において製造した量)、取り扱う量(事業者自らは使用せず、卸売り、小売り等をする ために、事業所において貯蔵所や貯蔵容器に移し替える等して取り扱う量)の合計で、排出量や移動量の基礎になる量のこと。

(イ) 物質別届出件数・排出量・移動量・取扱量

(単位:トン/年 ダイオキシン類のみ g-TEQ/年)

物質名		化学物質排出把握管理促進法						県 条 例			
190 頁 石	件数		排出量		移動量		件数			取扱量	
エチルベンゼン	4	586	(5)	225		211	4	622		14, 395	
塩化第二鉄		60		0		179		62		4, 729	
キシレン	2	756	4	381	4	319	1	798	2	66, 662	
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)		117	2	465		235		62		1, 536	
N,N-ジメチルホルムアミド		27		30	(5)	281		29		1, 636	
ヘキサメチレンテトラミン		8		0	3	1, 300		8		1, 427	

(単位:トン/年)

(単位:トン/年)

物質名		化	学物質	非出把握管理促進	法		県 条 例				
10 頁 石	件数			排出量	移動量		件数			取扱量	
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	3	643		102		35	3	658	4	43, 574	
トルエン	1	773	1	3, 089	1	2, 474	2	796	1	180, 116	
鉛		12		0		3		15	(5)	34, 366	
ノルマルーヘキサン		550	3	457		160	(5)	560	3	46, 521	
ベンゼン	5	568		13		0		504		8, 168	
マンガン及びその化合物		108		30	2	1, 605		53		7, 797	
ダイオキシン類		129		(2. 0)		(90. 7)		0		0	
硫酸(三酸化硫黄を含む)		_				_		214		32, 147	
メチルエチルケトン(別名MEK)		_		_		_		161		30, 921	
メタノール		_		_		_		183		20, 393	
塩化水素(塩酸を含む)		_		_		_		161		9, 086	
硝酸		_		_		_		91		6, 536	

(単位:トン/年)

(ウ) 大気への排出量(上位5物質)

		届出排出量
順位	物質名	(大気への排出量に占 める割合%)
1	トルエン	3, 089 (59. 6)
2	ジクロロメタン(塩化メチレン)	465 (9.0)
3	ノルマルーヘキサン	457 (8.8)
4	キシレン	381 (7.4)
5	エチルベンゼン	225 (4.4)

(エ) 公共用水域への排出量(上位5物質)

		届出排出量
順位	物質名	(公共用水域への排出 量に占める割合%)
1	ほう素化合物	101 (44.1)
2	ふっ化水素及びその水溶性塩	47 (20. 3)
3	亜鉛の水溶性化合物	33 (14. 5)
4	マンガン及びその化合物	30 (13.0)
5	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	5 (2.0)

イ 化学物質排出把握管理促進法に基づく届出以外の化学物質排出量推計結果(令和3年度データ/令和4年度推計)

届出によって把握される排出量の他に、対象業種でも届出対象とならない事業者や、建設業などのように対象でない事業者、自動車や二輪車などの移動体や 家庭などからの排出があります。国は、これらからの排出量を都道府県別に推計し、集計しています。

(ア)総排出量(届出排出量+届出外排出量)

届出排出量			総排出量			
田山	対象業種	非対象業種	家 庭	移動体	届出外計	70000000000000000000000000000000000000
5, 411 (42. 3%)	2, 140 (16. 7%)	1, 298 (10. 2%)	1, 641 (12. 8%)	2, 293 (17. 9%)	7, 372 (57. 7%)	12, 783 (100%)

(単位:トン/年)

(イ)移動体からの排出量(上位5物質)(単位:トン/年) (ウ)家庭からの排出量(上位5物質)

順位	物質名	排出量
1	トルエン	887
2	キシレン	510
3	ベンゼン	194
4	ノルマルーヘキサン	171
5	ホルムアルデヒド	146

順位	物質名	製品の例	排出量
1	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	台所用合成洗剤	503
2	ジクロロベンゼン	防虫剤、消臭剤	326
3	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	洗濯用合成洗剤	179
4	2ーアミノエタノール	合成洗剤、中和剤	144
5	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫 酸エステルナトリウム	シャンプー	129

[※]当集計結果に用いている数値は、一部端数処理を行っているため、合計と一致しない場合があります。

(2) 化学物質環境モニタリング調査(令和4年度)

工業団地周辺での環境リスクを把握するため、モニタリング調査を実施しています。

ア 調査地域

狭山工業団地 (狭山市)

イ 調査内容

調査地点:工業団地を囲む8地点及び工業団地の影響を受けにくいと考えられる1地点(対照地点)

調査方法:各調査地点において大気を年4回採取し、分析しました。

ウ 調査結果 (全4回調査の平均値)

狭山工業団地 単位: (μg/m³)

調査地点名		狭山工業団地									
MAT SAW I	北	北東	東(※)	南東	南	南西	西	北西	対照	環境基準	
調査対象物質	狭山市 柏原	狭山市 柏原	狭山市 柏原	狭山市 広瀬台	狭山市 広瀬台	狭山市 広瀬台	狭山市 広瀬台	狭山市 下広瀬	狭山市 下広瀬		
トルエン	20	8. 3	9. 0	16	22	15	13	8. 2	14	_	
キシレン	2. 0	1. 6	1.8	2. 2	1. 6	1. 5	4. 0	1. 7	2. 0	_	
エチルベンゼン	1.6	1. 5	1. 6	1. 9	1. 4	1. 3	2. 4	1. 6	1. 7	_	
トリクロロエチレン	0. 87	1. 3	1. 0	6. 8	1. 8	2. 4	0. 66	0. 72	5. 6	130以下	
ベンゼン	0. 32	0. 28	0. 31	0. 50	0. 30	0. 27	0. 49	0. 46	0. 34	3.0以下	
1, 3-ブタジエン	0. 040	0. 039	0. 062	0. 074	0. 040	0. 035	0. 032	0. 039	0. 043	_	
四塩化炭素	0. 51	0. 49	0. 49	0. 50	0. 48	0. 48	0. 54	0. 49	0. 48	_	

^(※) 第1回調査は欠測のため、第2回から第4回の調査結果の平均値とした。

(3) ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設

ア 特定施設設置状況

(ア) 大気基準適用施設設置状況

(R5.3.31現在)

番号		施 設 の 種 類		施設数		事業所数			
留石		ル 設 ♥ク 性 類	県	市	計	県	市	計	
1	焼結鉱の	製造の用に供する焼結炉	0	0	0	0	0	0	
2	製鋼用電	気炉	3	1	4	3	1	4	
3	亜鉛回収	施設	0	0	0	0	0	0	
4	アルミニ	ウム合金製造施設	27	1	28	7	1	8	
		4 t/時以上	35	27	62				
		2 t/時以上 4 t/時未満	68	5	73				
5	廃棄物 焼却炉	200kg/時以上2t/時未満	48	5	53				
	MAIN	200kg/時未満	49	14	63				
		小計	200	51	251	118	29	147	
		숌 탉	230	53	283	128	31	159	

(イ) 水質基準対象施設

(R5.3.31現在)

番号	施 設 の 種 類		施設数		哥	Ż	
留 写		県	市	計	県	市	計
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂 白施設	0	0	0	0	0	0
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0
7	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還 元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0

番号	施 設 の 種 類			施設数		事業場数		
笛写	加 設		県	市	計	県	市	計
12	7ルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					1	0	1
13	13 亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						0	0
14	14 担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設					5	0	5
	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	83	19	102	33	6	39
15	湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を	灰の貯留施設	40	12	52	17	8	25
	排出するもの	小計	123	31	154	50	14	64
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB	処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃	ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	4	2	0	2
18	18 下水道終末処理施設						0	10
19	19 水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						0	0
	合	計	186	31	217	68	14	82

^{※「}事業場数」については、ひとつの事業場に複数の種類の特定施設を有する場合は、その事業場の事業内容を最も反映する特定施設の区分に1事業場として計上。

(ウ) 立入検査数及び行政措置件数

(令和4年度)

	÷ 1 t		3 =π h ±			行政措	置件数				
	业人们	央直 奴	1月収代	央直 奴	命	令	行 政	指導市			
	県	市	県	市	県	市	県	市			
大気基準対象施設	114	28	7	16	1	0	1	0			
水質基準対象施設	23	23 6		0	0	0	0	0			

イ 設置者による測定結果報告

(ア) 大気基準適用施設

(令和4年度)

施設の種類	報告放	拖 設数	測定結果(最小~最大)	基準値を超えた施設数		
他設り作業	県	市	(ng-TEQ/m²N)	県	市	
製鋼用電気炉	3	1	0. 0026~0. 22	0	0	
アルミニウム合金製造施設	24	1	0.0~0.45	0	0	
廃棄物焼却炉	149	40	0.0~7.1	0	0	
合 計	176	42	_	0	0	

(イ) ばいじん及び燃え殻

(令和4年度)

項目	報告放	远 設数	測定結果(最小~最大)	基準値を超えた施設数		
項目	県	市	(ng-TEQ/g)	県	市	
ばいじん	145	33	0~59	20	0	
燃え殻	134	35	0~2.5	0	0	
合 計	279	68	_	20	0	

^{※1} 市とは、さいたま市、川越市、川口市、所沢市及び越谷市をいう。

※2 ばいじん及び燃え殻をともに報告している場合、1施設として計上しているため、合計は一致しない。

(ウ) 水質基準適用事業場数

(令和4年度)

特定施設	報告事	業場数	測定結果(pg-TEQ/L)	基準値を超えた事業場数		
行处 他故	県	市	(最小~最大)	県	市	
廃棄物焼却炉に係る施設	3	6	0~4.5	0	0	
フロン類の破壊施設	1	0	0. 14	0	0	
下水道終末処理施設	10	0	0. 000072~0. 016	0	0	
合 計	14	6	_	0	0	

(工) 水質基準適用事業場に適用される基準値

!	持定定	施	設		排出基準(pg-TEQ/L)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供す 集じん施設	る焙焼炉又は乾燥炉	から発生する	ガスを処理する施設のうち	、廃ガス洗浄施設、湿式	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する	10 ※基準は同じ				
廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設、湿式集					
フロン類の破壊の用に供する施設のうち、フ					
下水道終末処理施設					
水質基準対象施設を設置する工事又は事業場	まから排出される水のタ	処理施設			

県内に所在する特定施設に係るもののみを記載した。

(4) 特定有害物質及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る土壌の汚染状態の基準(土壌汚染対策法)

	特定有害物質の種類	<地下水の摂取などによるリスク> 土壌溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準
	クロロエチレン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること	工次日日至五十
	四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること	
**	1, 2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること	
第一	1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0. 1mg以下であること	
	1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0. 04mg以下であること	
種特定有害物質	1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること	
定 右	ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0. 02mg以下であること	
害	テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0. 01mg以下であること	
物	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること	
質	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること	
	トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0. 01mg以下であること	
	ベンゼン	検液 1 Lにつき0. 01mg以下であること	
	カドミウム及びその化合物	検液 1 Lにつきカドミウム0.003mg以下であること	土壌 1 kgにつきカドミウム45mg以下であること
给	六価クロム化合物	検液 1 Lにつき六価クロム0.05mg以下であること	土壌 1 kgにつき六価クロム250mg以下であること
一	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌 1 kgにつき遊離シアン50mg以下であること
第二種特定有害物質	水銀及びその化合物	検液 1 Lにつき水銀0.0005mg以下であり、 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1 kgにつき水銀15mg以下であること
左右	セレン及びその化合物	検液 1 Lにつきセレン0. 01mg以下であること	土壌 1 kgにつきセレン150mg以下であること
害	鉛及びその化合物	検液 1 Lにつき鉛0. 01mg以下であること	土壌 1 kgにつき鉛150mg以下であること
物	砒素及びその化合物	検液 1 Lにつき砒素0. 01mg以下であること	土壌 1 kgにつき砒素150mg以下であること
貝	ふっ素及びその化合物	検液 1 Lにつきふっ素0.8mg以下であること	土壌 1 kgにつきふっ素4,000mg以下であること
	ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること	土壌 1 kgにつきほう素4,000mg以下であること
笞	シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること	
有空	チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0. 02mg以下であること	
有害物質	チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること	
質特	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液中に検出されないこと	
Æ	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

備考

- 1 土壌溶出量基準は26の特定有害物質すべてについて、土壌含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。
- 2 土壌溶出量基準は、「土壌の汚染に係る環境基準」の表の「環境上の条件」の欄の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。
- 3 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌の汚染に係る基準についても、上と同じである。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

(5) 農用地の土壌汚染状況調査の分析測定結果

							調査地点	の分析測定	 結果				
=田	調査年度				土壌中	(乾物)					玄米	中(現物)	
司凡	且平反		銅(基準	準値125mg/k	kg)	砒素(基準値15mg/kg)				カドミウム (基準値0.4mg/kg)			
		最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点
一巡目	(S 54~57) 全県	32. 3	0. 1	11. 3	90	11.8	tr	1.9	90	0. 37	0. 02	0. 11	46
二巡目	(59~62) 全県	23. 6	0. 1	9. 0	90	5. 3	tr	1.4	90	0. 30	nd	0. 09	48
三巡目	(H元~4) 全県	21.6	0. 3	9. 3	90	8. 0	tr	1.8	90	0. 38	tr	0. 09	46
四巡目	(6~9) 全県	28. 7	0. 2	9. 4	87	13. 1	tr	2. 2	87	0. 30	tr	0.06	31
五巡目	(11~14) 全県	30. 8	0. 1	11. 2	180	11.3	0. 1	2. 0	180	0. 28	tr	0. 09	50
六巡目	(16~19) 全県	21.5	tr	8. 9	180	6. 4	0. 1	1.7	180	0. 31	tr	0. 06	47
七巡目	(21~24) 全県	21. 7	tr	9. 5	165	7. 9	tr	1. 7	165	0. 22	tr	0. 03	43
八巡目	(26~29) 全県	25. 5	0. 1	9. 1	118	10. 5	0. 2	2. 5	118	0. 29	tr	0. 05	31
九巡目	(R元~4) 全県	24. 4	0. 1	9. 1	109	10. 1	0. 1	1.9	109	0. 23	0. 02	0. 09	37

⁽注) 県農業技術研究センターの分析測定結果で、昭和58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年、30年、令和5年は各調査巡の取りまとめ年である。 nd: 検出限界以下 tr: 極微量検出

(6) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	砒素	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	総水銀	0.0005mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	アルキル水銀	検出されないこと。
六価クロム	0. 02mg/L以下	PCB	検出されないこと。

項目	基準値	項目	I	基準値		
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	チウラム		0.006mg/L以下		
四塩化炭素	0.002mg/L以下	シマジン		0.003mg/L以下		
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	チオベンカルブ		0.02mg/L以下		
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ベンゼン		0.01mg/L以下		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	セレン		0.01mg/L以下		
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性	窒素	10mg/L以下		
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	ふっ素		0.8mg/L以下		
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	ほう素		1mg/L以下		
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1, 4-ジオキサン		0.05mg/L以下		
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下					
	達成期間		該 当 水 域			
直ちに達成され、	維持されるように努めるものとする。		全公共用水域			

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表 1 の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(7) 公共用水域における健康項目の環境基準非達成の状況

(令和4年度)

河川名	地 点 名(所在地)	項	目	名	総検体数	基準值超過検体数	最 大 値	平 均 値	環境基準値
	非達成地点なし								

(8) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	四塩化炭素	0.002mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は	0. 002mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	塩化ビニルモノマー)	0.002ilig/ L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
PCB	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下

項目	基準値	項目	基準値
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下		

備考

- . 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、平成9年3月13日環境庁告示第10号別表の「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをい
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

(9) 地下水水質概況調査結果

ア 項目別検出状況

(令和4年度)

項目	調査地点数	基準超過地点数	基準適合率(%)
カドミウム	85	0	100
全シアン	85	0	100
鉛	85	1	99
六価クロム	85	0	100
砒素	85	0	100
総水銀	85	0	100
アルキル水銀	5	0	100
PCB	85	0	100
ジクロロメタン	85	0	100
四塩化炭素	85	0	100
クロロエチレン	85	0	100
1, 2-ジクロロエタン	85	0	100
1, 1-ジクロロエチレン	85	0	100
1, 2-ジクロロエチレン	85	0	100
1, 1, 1-トリクロロエタン	85	0	100

項目	調査地点数	基準超過地点数	基準適合率(%)
1, 1, 2-トリクロロエタン	85	0	100
トリクロロエチレン	85	0	100
テトラクロロエチレン	85	0	100
1, 3-ジクロロプロペン	85	0	100
チウラム	85	0	100
シマジン	85	0	100
チオベンカルブ	85	0	100
ベンゼン	85	0	100
セレン	85	0	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性 窒素	85	4	95
ふっ素	85	0	100
ほう素	85	0	100
1, 4-ジオキサン	85	0	100

[※]地点数には政令市等を含む。

イ 環境基準超過地点

(令和4年度)

項 目	地 点	濃 度(mg/L)	基準値(mg/L)
鉛	1	0. 038	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	11~21	10以下

ウ 調査地点数及び環境基準適合割合

年度	調査市町村数	調査地点数(井戸本数)	環境基準適合地点数(井戸本数)	環境基準適合地点数の割合(%)
令和4年度	47	85	80	94. 1

[※]市町村数及び地点数は政令市等を含む。

(10) ダイオキシン類に係る環境基準

大	気	水	質	土	壌	河 川	底 質
年間平均値が0.6	ipg-TEQ/㎡以下	年間平均値が1	pg-TEQ/L以下	1,000pg-7	FEQ/g以下	150pg-TE	EQ/g以下

(11) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果

ア 大気 (令和4年度)

				調査	を を を 指果 [pg-TEQ/	/m [*]]	
地域分類	調査機関	調査地点	第1回 6/21~6/28**1**2	第2回 7/12~7/19 ^{*2}	第3回 10/11~10/18 ^{*2}	第4回 1/10~1/17* ²	平均值
		八潮局(八潮市水道部)	0. 012	0. 013	0. 021	0. 045	0. 023
		新座局(水道管理センター)	0. 0074	0. 010	0. 024	0. 031	0. 018
		日高局(高麗川南公民館)	0. 011	0. 0061	0. 0082	0. 014	0.0098
		久喜局(久喜南中学校)	0. 015	0. 010	0. 012	0. 048	0. 021
	埼 玉 県	加須局(水産研究所)	0. 014	0. 0075	0. 013	0. 041	0. 019
	「 「	鴻巣局(鴻巣市役所)	_	0. 017	_	0. 031	0. 024
		小川局(小川高等学校)	_	0. 0057	_	0. 022	0. 014
		深谷局(桜ヶ丘小学校)	0. 020	0. 011	0. 012	0. 023	0. 017
一般環境		本庄児玉局(児玉小学校)	_	0. 0098	_	0. 018	0. 014
(17地点)		秩父局(秩父農林振興センター)	_	0. 0052	_	0. 0060	0. 0056
	さいたま市	さいたま市役所局(さいたま市役所)	0. 0065	0. 0097	0. 0092	0. 026	0. 013
	(2地点)	さいたま市大宮局(さいたま市立大宮小学校)	0. 0085	0. 013	0. 0084	0. 026	0. 014
	川越市	川越市川越局	0. 011	0. 011	0. 015	0. 029	0. 017
	川口市	川口市芝樋之爪小学校	_	0. 012	_	0. 019	0. 016
	所 沢 市	所沢市教育センター	0. 017	0. 012	0. 014	0. 017	0. 015
	(2地点)	所沢市東所沢局	0. 0097	0. 013	0. 015	0. 023	0. 015
	越谷市	越谷市役所	0. 014	0. 013	0. 021	0. 036	0. 021
	一般環境平均						0. 016
24.7 *	埼 玉 県	戸田美女木自排局(西部福祉センター)	0. 0084	0. 015	0. 017	0. 026	0. 017
沿道 (2地点)	(2地点)	草加市花栗自排局(花栗中学校)	_	0. 020	_	0. 031	0. 026
(乙地州)	沿道平均						0. 021
	全	地 点 平 均					0. 017

^{※1} 川越市以外の政令市等は令和4年5月24日~5月31日で実施

^{※2} 川越市は令和4年5月25日~6月1日、7月13日~7月20日、10月12日~10月19日、令和5年1月11日~1月18日で実施

イ 公共用水域 (河川水質・河川底質) におけるダイオキシン類常時監視結果 (令和4年度)

水質環境基準:年間平均值 1 [pg-TEQ/L]以下、底質環境基準:150 [pg-TEQ/g]以下

							備			調査結果							
NO.	河	川名		調	直 地	点		採取日	河川水質	[pg-TEQ/L]	河川底質	調査機関					
							考		測定値	年平均値	[pg-TEQ/g]						
1	荒		Ш	笹	目	橋	基	R4. 10. 25	0. 083	0. 083	0. 24	国工大学少					
3	元)	治	水	橋	基	R4. 10. 14	0. 11	0. 11	1.7	国土交通省					
10				八	丁	——— 橋	基	R4. 10. 25	0. 58	0. 43	13						
10	芝		Ш		J	佰	至	R5. 1.24	0. 27	0. 43	_	さいたま市					
11	Z		/	境		橋		R4. 10. 25	0. 36	0. 23	3. 8	G () (E I I I I					
11				児		佰		R5. 1.23	0. 10	0. 23	_						
12	新	芝	JII	山	王	橋	基	R4. 10. 24	0. 62	0. 53	4. 4	川口市					
12	朴川	~	<i>)</i>	Щ	工	佰	至	R5. 1.13	0. 44	0. 55	_	ווושווו					
18	鴨		Ш	中	土 手	橋	基	R4. 10. 25	0. 51	0. 33	0. 50	さいたま市					
10	特		•		工 于	佰	至	R5. 1.23	0. 14	0.33	_	G () (E T I					
22	入	間]]]	初	雁	橋		R4. 10. 3	0. 13	0. 13	0. 099	川越市					
								R4. 5.19	1. 9		_						
45				潮	止	橋		R4. 8. 2	0. 60	0. 89	_	国土交通省					
45	中]]]	/千刀	ш	间		R4. 10. 3	0. 54	0. 69	_	四 上又 四 目					
								R4. 12. 13	0. 50		_						
48				豊		橋	基	R4. 10. 27	0. 22	0. 22	1. 4	埼玉県					
													R4. 5.20	1.0		_	
52				内	匠	橋	基	R4. 8. 1	0. 55	0. 54	_						
52				l ba	<u> </u>	间	至	R4. 10. 4	0. 28	0. 54	39						
								R4. 12. 14	0. 33		_						
								R4. 5.20	2. 6		_						
53				手	代	橋		R4. 8. 1	0. 98	1.1	_	国土交通省					
33	綾	瀬	JII		10	侗		R4. 10. 4	0. 48	1. 1	_	国工义地目					
	小文	/介只	/ '					R4. 12. 14	0. 39		_						
								R4. 5.20	1.8		_						
54				槐	戸	橋		R4. 8. 1	1. 2	1.3	_						
J -1				176	, .	11 _P J		R4. 10. 4	0. 56	1.5	_						
								R4. 12. 14	1.5		_						
55				畷		橋	基	R4. 10. 24	0. 42	0. 29	38	さいたま市					
33				73X		'lleJ	4	R5. 1.24	0. 15	0. 23	_	C A - VC 9-111					
								R4. 4.28	1. 6		_						
56	伝	右	JII	伝	右	橋		R4. 7.29	1. 0	1.1	_	埼玉県					
30	IA	1	, , 1	14	1 1	, liel		R4. 10. 26	0. 52		230	利上示					
								R5. 1.19	1.1		_						

			備			調査結果					
NO.	河 川 名	調査地点	考	採取日	河川水質[[pg-TEQ/L]	河川底質	調査機関			
			考		測定値	年平均値	[pg-TEQ/g]				
57	古 綾 瀬 川	綾瀬川合流点前	基	R4. 10. 26	0. 64	0. 64	_	埼玉県			
60	元 荒 川	中 島 橋	基	R4. 11. 7	0. 32	0. 32	2. 1				
				R4. 5.19	3. 7		_				
64	 新 方 川	 昭 和 橋	基	R4. 8.24	2. 4	1.9	_				
04		中口 介中 11向	至	R4. 11. 7	0. 92	1.9	14				
				R5. 1.25	0. 58		_	越谷市			
				R4. 5.19	0. 95		_				
65	 大落古利根川	 ふれあい橋	基	R4. 8.24	0. 67	0. 71	_				
03	八洛口州从川	25、11、65 0、1向	本	R4. 11. 7	0. 51	0.71	2. 4				
				R5. 1.25	0. 71		_				
70	新河岸川	旭 橋		R4. 10. 3	0. 12	0. 12	4. 5	川越市			
77	不 老 川	不 老 橋	基	R4. 10. 3	0. 045	0. 045	0. 53				
92	元 小 山 川	新 泉 橋	基	R4. 10. 27	0. 27	0. 27	_	埼玉県			
				R4. 5.19	2. 4		_				
Α		続			綾 瀬 川 橋		R4. 8.24	2. 7	1.7	_	越谷市
_ ^		/ 기가 기의 기리		R4. 11. 7	1.0		3. 6	V. □ 113			
				R5. 1.25	0. 51		_				
С		 新 簀 子 橋	新 筆 子 棒	R4. 10. 24	0. 54	0. 39	12	さいたま市			
	綾 瀬 川			R5. 1.24	0. 24		_	C V 76 8 1 1 3			
D		関橋		R4. 10. 27	0. 45	0. 45	_				
				R4. 4.28	2. 4		_				
Е		上綾瀬橋		R4. 7.29	4. 9	2. 1	_				
_				R4. 10. 27	1.1		43				
				R5. 1.19	0. 15		_				
				R4. 4.28	1.0		_				
F		松江新橋		R4. 7.29	1.7	1.1	_	埼玉県			
•		74 77 HB		R4. 10. 26	0. 57		42				
	古綾瀬川			R5. 1.19	1.3		_				
				R4. 4.28	0. 92	-	_				
G		, 分 天 橋		R4. 7.29	1.9	1. 1	_				
	<u> </u>			R4. 10. 26	1.0		7. 7				
		12 12		R5. 1.19	0. 56	_	_				
Н	柳瀬川	清柳橋		R4. 10. 14	0. 065	0. 065	0. 68	所沢市			
I	不 老 川	金 井 沢 橋		R4. 10. 14	0. 22	0. 22	17				
K	浦 山 川	浦山ダム		R4. 10. 14	0. 067	0. 067	0. 98	水資源機構			

環境基準:1 pg-TEQ/L以下

			備			調査結果		
NO.	河 川 名	調査地点	考	採取日	河川水質 [pg-TEQ/L]	河川底質	調査機関
			75		測定値	年平均值	[pg-TEQ/g]	
L 2		二瀬ダム貯水池	基	R4. 10. 14	0. 067	0. 067	0. 51	国土交通省
	荒川	(秩父湖)						
L 3	荒川貯水池 荒川貯水池 (彩湖)	基	R4. 10. 14	0. 070	0. 070	9. 2	国土交通省	
M	中 津 川	滝沢ダム		R4. 10. 14	0. 067	0. 067	0. 61	水資源機構
					最小値	0. 045	0. 099	
					最大値	2. 1	230	

- 注1) NO. 欄の数字は、令和4年度公共用水域水質測定計画の測定地点番号です。
- 注2) 備考欄の「基」は、環境基準点であることを示しています。

ウ 地下水常時監視結果(令和4年度)

No.	調査機関	調査	地点	採 取 日	調査結果 [pg-TEQ/L]
1		富士見市	関沢	R4. 9.28	0. 044
2		鶴ヶ島市	下新田	R4. 9.28	0. 043
3	埼玉県	秩父市	相生町	R4. 7.15	0. 043
4		吉見町	久米田	R4. 10. 18	0. 051
5		寄居町	大字富田	R4. 7.22	0. 043
6		加須市	琴寄	R4. 10. 11	0. 086
7		深谷市	上敷免	R4. 9.13	0. 055
8	さいたま市	さいたま市	大宮区土手町	R4. 9. 5	0. 064
9	川越市	川越市	笠幡	R4. 10. 3	0. 044
10	川口市	川口市	峯	R4. 5.24	0. 062
11	越谷市	越谷市	新越谷	R4. 11. 29	0. 024
12	所沢市	所沢市	山口	R4. 11. 16	0. 058

環境基準:1000pg-TEQ/g以下

工 土壌常時監視結果(令和4年度)

No.	調査機関	調査		採取日	調査結果[pg-TEQ/g]
1	さいたま市	さいたま市	桜区西堀	R4. 10. 24	0. 049
2			川鶴	R4. 12. 19	0. 020
3	川越市	川越市	富士見	R4. 12. 19	0
4	川口市	川口市	幸町	R4. 12. 13	2. 2
5	越谷市	越谷市	増林	R4. 11. 14	0. 066
6			須加	R4. 8. 2	6. 8
7	行田市	行田市	持田	R4. 8. 2	7. 3
8			長野	R4. 8. 2	0. 68
9	元治士	元治士	けやき台	R4. 11. 16	21
10	所沢市	所沢市	並木	R4. 11. 16	16
11			下名栗	R4. 11. 10	0. 48
12		飯能市	小瀬戸	R4. 11. 10	0. 0087
13	飯能市		下直竹	R4. 11. 10	3. 4
14			川寺	R4. 11. 10	1.5
15			小久保	R4. 11. 10	4. 3
16			下手子林	R4. 10. 11	0. 021
17	羽生市	羽生市	上岩瀬	R4. 10. 11	0. 18
18			弥勒	R4. 10. 11	5. 8
19			早稲田	R4. 10. 21	0. 83
20	三郷市	三郷市	中央	R4. 10. 21	2. 3
21			戸ヶ崎	R4. 10. 21	4. 1
22		坂戸市	石井	R4. 8.19	8. 9
23	がた Ili	水厂Ⅱ	新堀	R4. 8.19	6. 5
24			福岡新田	R5. 1.27	2. 5
25	ふじみ野市	こじみ 野古	鶴ヶ岡	R5. 1.27	8. 4
26	かしか#[1]	ふじみ野市	苗間	R5. 1.27	2. 8
27			亀久保	R5. 1.27	3. 1